



島根県報

平成31年3月5日（火）

号外第15号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第136号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年3月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	境美保関線	松江市美保関町森山829番6地先から同833番地先まで	前	メートル 8.03～ 38.66	メートル 97.00	松江県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	メートル 8.03～ 38.66	メートル 97.00		
〃	浅利渡津線	江津市松川町上河戸390番6地先から同市渡津町570番5地先まで	A	2.50～ 32.00	7,231.00	浜田県土整備事務所	左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅及び減幅
		江津市松川町上河戸390番6地先から同市渡津町3232番1地先まで	前 B	11.00～ 91.00	4,647.00		
		江津市松川町八神318番地先から同635番地先まで	C	6.00～ 35.00	359.00		
		江津市松川町上河戸390番6地先から同市渡津町570番5地先まで	後 A	2.50～ 32.00	7,231.00		
		江津市松川町上河戸390番6地先から同市渡津町3232番1地先まで	B	11.00～ 125.00	4,647.00		
		江津市松川町八神318番地先から同635番地先まで	C	6.00～ 35.00	359.00		

島根県告示第137号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年3月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浅利渡津線	江津市松川町上河戸390番6地先から同市渡津町3232番1地先まで	メートル 4,647.00	平成31年 3月17日	浜田県土整備 事務所	